

# 延岡市立岡富中学校 いじめ防止基本方針

## I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめに対する基本的認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期にわたって重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。また、けんかやふざけ合いであっても被害が発生している場合もあり、生徒の被害生に着目して、いじめに該当するか否かの判断が必要である。

したがって、全ての職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、保護者や地域、関係機関等との連携を図りながら、以下に示すように学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその防止に努める。

なお、いじめが起きた場合、いじめが止んでいる状態が3か月以上続いていること、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等によって本人、保護者に確認することの2つをもっていじめが解消したこととする。

## II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

積極的な生徒指導を推進し、いじめの防止等を実効的に行うため、「生徒指導委員会（いじめ・不登校対策委員会）」を設置する。なお、週1回の定例会とし、緊急時には別途開催する。

#### (1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ※状況に応じて関係職員が参加

#### (2) 活動内容

- 各学年の生徒指導に関する情報交換と今後の対策
- 問題行動を有する生徒や不登校生徒に対する共通理解と今後の対策
- 学校いじめ防止基本方針の作成・見直しや年間指導計画の作成
- 調査結果、報告等の情報整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止

- 生徒に自己指導能力を育成するために、全教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進する。

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。特に、道徳の時間では、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する指導を重視する。
- 人権尊重の考え方や態度を育成するために、全教育活動を通じて人権教育を推進するとともに、その深化をより図るための人権学習週間を設定する。
- 保護者及び地域住民並びにその他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会活動を支援し、生徒の自治能力を育成する。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、生徒及び保護者を対象とした情報モラルに関する研修会等を行う。

## (2) 具体的な取組

### ア 生徒が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 異学年交流の場の設定
- 学級活動等における話し合い活動の設定
- ピア・サポート活動の推進
- ボランティア活動の推進
- 部活動の推進

### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業参観と授業研究会の実施
- 個に応じた学習指導を行うための特別支援体制の確立

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、生徒に寄りそった相談体制づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定

(ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 道徳や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- 外部講師による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会での学校方針説明
- 学校・学年・学級だよりを活用したいじめ防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）の実施
- 地区青少年育成協議会との連携

## (3) いじめの早期発見

ア いじめを早期発見するため、生徒に対する定期的な調査等を実施する。

- 校内生活アンケート（月1回実施）や県一斉アンケートの実施
- 教育相談（学期1回）の実施

イ 生徒及びその保護者が相談しやすい雰囲気作りを目指し、次の通り相談体制の整備を行う。

- 教育相談週間の設定

- 学校におけるいじめ相談窓口を教頭とし、PTA総会等で家庭への周知を図る。
- 外部機関におけるいじめ相談窓口として、宮崎県教育研修センター、延岡市青少年育成センター、延岡市オアシス教室等の情報を生徒本人や保護者に周知する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

ウ 教職員間の意思の疎通を図り、研修等を通して生徒のささいな変化に気付く力を高める。

- 生徒の小さな変化を見逃さないために、全職員で生徒の日常的な観察を丁寧に行う。(別紙、資料2・3参照)
- 定期的を実施する生徒指導委員会で、気になる生徒や心情、行動等の変化のある生徒について情報の共有を行い、当該生徒を全職員で見守る。
- ささいな変化が見られる場合でも、積極的に教育相談等の働きかけを行い、問題の有無を確かめる。
- アンケートや聴き取り調査を行っても、見つけきれないものもあるという認識のもと、全教育活動における生徒が示す変化やサインを見逃さないように努める。

#### (4) いじめに対する措置 (別紙、資料4参照)

ア 調査や相談、観察等でいじめが疑われる場合、学級担任は速やかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、それを生徒指導主事及び教頭に報告するとともに、いじめられている生徒の身の安全の確保を最優先とした適切な処置をとる。

ウ 教頭は校長に報告し、校長の指示により、生徒指導委員会(いじめ・不登校委員会)を開催する。

エ 生徒指導委員会(いじめ・不登校委員会)では、以下の対策についての協議を行い、全職員への共通理解を図る。

- 正確な事実の確認といじめ解決のための指導方法等
- いじめ解決に向けた学校、学年、学級担任の役割分担(必ず複数の目で対応)
- いじめ解決に向けた保護者との連携
- いじめの再発防止に向けた取組
- 延岡市教育員委員会及び関係機関(警察署、児童相談所等)との連携

オ 関係機関への報告

- 校長は延岡市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- いじめの被害者を守るとともに、加害者、観衆、傍観者についても指導を行う。
- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

#### (5) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

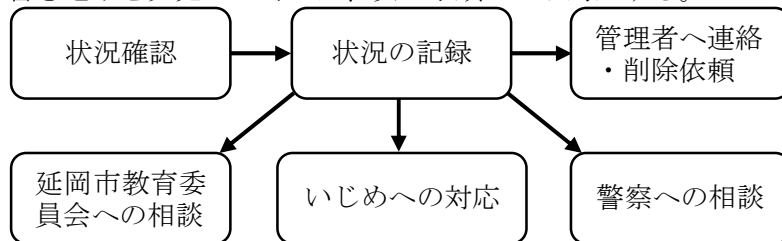
イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

- 「延岡市携帯電話、スマートフォン等の使用の指針」の活用を図る。
- 生徒を対象とした講演会などでネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対応

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見した時には、次の手順により対処する。



※県教育委員会のネットいじめ目安箱サイト等の活用

### 3 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が延岡市教育委員会に報告するとともに、宮崎県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- (ア) 生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 精神性の疾患を発症した場合
- (ウ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (エ) 高額の金品を奪い取られた場合 など

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- (ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合
- (イ) 連続した欠席の場合は、状況により判断

- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

## III その他のいじめ防止等のための対策に関する重要事項

### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

### 2 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見のための取組に関する事
- いじめの再発を防止するための取組に関する事